

学校いじめ防止基本方針



令和7年4月

(令和元年8月改定)

四日市市立三重北小学校

はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていける取り組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

併せて、「いじめが起こった場合のフロー図」や「三重北小学校いじめ防止対策年間計画」を作成し、毎年見直しを行っていくこととする。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合、（学校はいじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能であるが、）法が定義するいじめには該当する。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土づくりを行う。

（１） 「授業づくり」において

① 学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」

子どもの様子から出発し、すべての子の学びを保障する授業をめざす。

② 「わかる授業」を行い、補充指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進する。

（２） 「集団づくり」において

① 規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図る。

② 良好な人間関係がある「なかまづくり」

学級や学校をすべての児童が安心・安全に生活できる場所にする。また、日々の授業や行事等において、すべての児童が共に高め合い、活躍できる場面を多くする。

また、人とのかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む異年齢交流を行うとともに、児童の主体的な活動を重要な取り組みとして位置づけ、児童会が中心となって、いじめのない学校づくりを推進する。

2 いじめ防止啓発

- (1) 「『いじめ』に関する指導の手引」を有効活用する。
 - ① 手引を基にして、いじめについての共通理解を図る。
 - ② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にする。
- (2) 教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会に積極的に参加する。
- (3) 各種機関の資料を有効活用する
- (4) 児童会活動の一環として、みんなが気持ちよくすごせるための目標を決め、全校で取り組み、意識の高揚を図る。
- (5) 各種相談機関を周知する。
 - ① 「いじめや体罰等に関する相談電話（059-354-8169）」
「いじめ相談メール（y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp）」
「不登校や発達障害に関する相談電話（059-354-8285）」（教育委員会）
 - ② 「青少年と家庭の悩み相談電話（059-352-4188）」（こども未来部青少年育成室）
 - ③ 「人権に関する相談電話（059-354-8610）」（人権センター）
 - ④ 「被害少年の悩み、問題行動等（059-354-7867）」（北勢少年サポートセンター）
 - ⑤ 「児童虐待、不登校、養育等（059-347-2030）」（北勢児童相談所）
 - ⑥ 文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル（0570-0-78310）（全国共通ダイヤル）
 - ⑦ 三重北小学校スクールカウンセラー（059-330-0044）
 - ⑧ SNS 相談アプリ「シャボテン」や「STANDBY」の活用（各自タブレット）

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していく。

- (1) 日常的な取り組み
 - ① 教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気づくための指導をする。そのため、日記、作文、生活記録ノート、班ノートなども活用していく。
 - ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をめざす。
 - ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行う。
- (2) 児童に、「いじめ調査」を年間3回（毎学期）実施し、いじめの状況を把握する。
- (3) 4年生以上の児童に、「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回実施し、一人ひ

とりの状況及び学級の状況を把握する。

(4) 教育相談を実施する。

① 「いじめ調査」「学級満足度調査(Q-U調査)」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握する。

② 「『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用する。

(5) スクールカウンセラー(臨床心理士等)とともに、被害児童の心のケアを最優先に行う。また、必要に応じて、加害児童生徒のケアも行う。

(6) 緊急な被害児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼する。

(7) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をする。

① 小学校低・中・高学年用のデジタル教材「事例で学ぶNetモラル」(学校・園データベース参照)を道徳・社会科の授業や総合的な学習の時間等で活用する。

② 教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加する。

③ 高学年を対象に「インターネットやスマートフォン、通信ゲーム等の安全な使い方」等の親子教室を実施する。

(8) いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか、確認する。

4 いじめ事案に対する対応

(1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告する。

(2) 被害児童を全面的に支え、守る姿勢で対応する。

(3) 被害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図る。

(4) 加害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図る。

(5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導する。

(6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受ける。

(7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応する。

(8) 学校だけでなく(学校だけで解決が難しい対応に対しては)、スクールソーシャルワーカー等を活用し、問題解決に向けて支援する。

(9) いじめに関する通報及び相談を受けた場合、通報または相談を行った者への個人情報適切に保護する。また迅速に事実に対応するため、必要に応じて、関係機関等で情報共有を行う。

(10) いじめに係る行為が止んでも継続して見守りを行い、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、面談等で確認する。

第3章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。
 - ① 構成員は、管理職、各学年代表、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとする。なお、必要に応じて、コミュニティスクール運営協議会委員代表に参加を依頼する。
 - ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期に解決を図る。
 - ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告する。
 - ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受ける。
- (2) 「生徒指導委員会」を設置する。(登校サポート委員会・特別支援委員会と兼ねる)
 - ① 管理職、生徒指導主任、各学年代表、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。
 - ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、特に重大なことがあった際には、対応策や指導方法について協議する。

2 学校関係者及び各種団体との連携

平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携を図る。

- (1) P T A及びコミュニティスクール運営協議会と協働する。
- (2) 事案により、保育園、幼稚園、小学校、中学校と連携し、情報共有を行う。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携する。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行う。

第4章 保護者と児童の役割

1 保護者

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、保護者といじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけをお願いする。

- (1) どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでいく。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報をする。

2 児童

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童生徒に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談する。

第5章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図っていく。

- (1) 四日市北警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 三重交番

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図る。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議
- (3) 人権センター
- (4) こども家庭課
- (5) 男女共同参画課
- (6) 文化国際課多文化共生推進室
- (7) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会

第6章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施する。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合 等
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。